

「加古川うまいもん応援クーポン」取扱参加店 募集要項

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言を受けて、テイクアウト中心の営業形態となっている地元飲食店の販売促進を目的に、加古川うまいもん応援クーポン事業（以下、「本事業」という。）を実施します。また、本事業に参加を希望する飲食店（以下、「参加店」という。）を募集します。

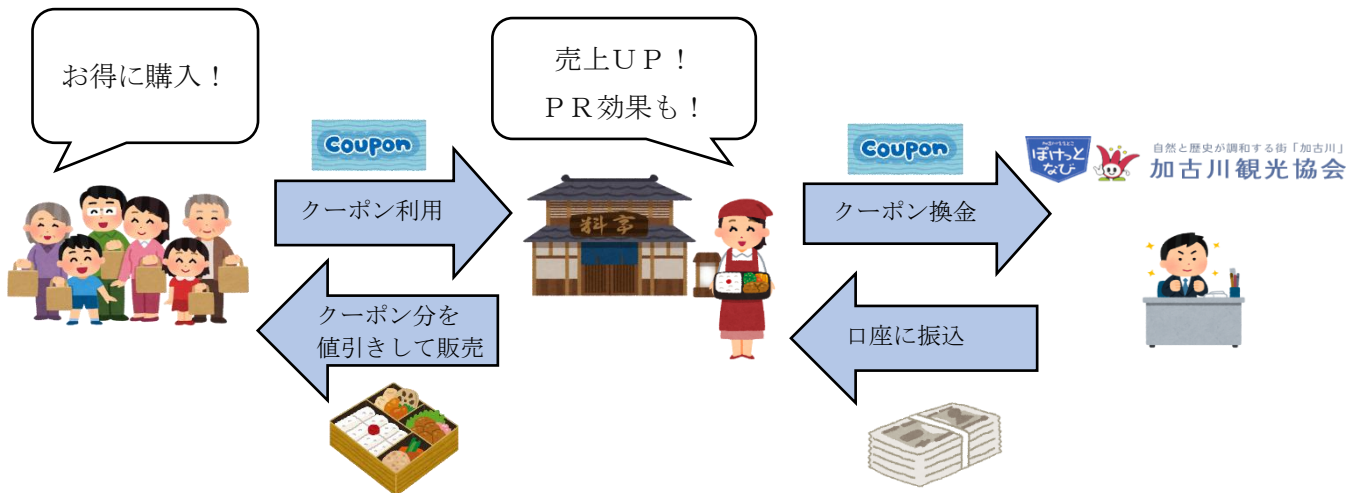
1 クーポンについて

- (1) 名 称 加古川うまいもん応援クーポン
- (2) 金 額 1枚あたり500円分の金券として配布します。
- (3) 配布数 加古川市内の全世帯（約11万世帯）に配布します。

2 クーポン利用から換金までの流れについて

市民がクーポンを持って店舗に来られましたら、500円分を値引きして販売してください。（例えば、600円のお弁当を販売する場合は、クーポンと現金100円を受け取ってください。）

クーポンを受け取ったら、事務局に換金を申請してください。書類の確認後に指定の口座へお振り込みします。



3 実施期間について

令和2年6月1日（月）から令和2年12月31日（木）まで

使用済のクーポンの換金期限は、令和3年2月20日（土）[消印有効]までです。

締切日は毎月複数回設けますが、詳細につきましては参加店の皆さまに後日お知らせします。

4 費用負担について

参加は無料ですので店舗側に費用は発生しませんが、換金手続きを行う際の郵送料（簡易書留）はご負担ください。

5 参加条件について

『テイクアウト（持ち帰り）かこがわ』登録店舗のうち、以下の全ての要件に該当する店舗

- ① 加古川市内に飲食店舗があること
※スーパーやコンビニ等の小売業及び卸売業を主とする店舗、また本部が加古川市外にあるチェーン店及びフランチャイズ店は対象外とします。
- ② 食品衛生法に基づく「一般の飲食店営業許可」を取得していること
(露店・自動車の許可証は不可)
※営業許可に関する問い合わせは、加古川健康福祉事務所まで。(TEL 079-422-0004)
- ③ 飲食店の代表者が、次のいずれかに該当する者でないこと
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
- ④ Eメールでの連絡が可能であること
- ⑤ クーポン換金時に口座での受取が可能であること
※原則、店舗名（屋号）もしくは代表者氏名名義の口座のみとします。万が一、別名義の口座を指定する場合は「9 本事業に関する問い合わせ」までご連絡ください。

6 参加手続について

- (1) 「テイクアウト（持ち帰り）かこがわ」に登録してください。
(<http://kakogawa-cci.or.jp/news/oueninsyoku.html>)
- (2) 「テイクアウト（持ち帰り）かこがわ」に掲載されたことを確認してから、次の提出書類をEメール、FAXまたは郵送にて提出してください。
(書類は次頁の【書類提出先】に送付してください。持参による提出は受け付けません)
 - ①加古川うまいもん応援クーポン事業参加申込書（様式1）
 - ②暴力団対策に関する誓約書（様式2）
 - ③食品衛生法に基づく営業許可証の写し※②および③の資料について、市民会館テイクアウト事業に参加した店舗の提出は不要です。
- (3) 書類確認後、決定となりましたら事務局から次の書類を送付します。
 - ①決定通知書（様式3）
 - ②加古川うまいもん応援クーポン
 - ③参加店PRポスター（A4）
 - ④換金申請書および換金手順書※③および④については、メールでもお送りします。参加店PRポスターについては、利用者に分かりやすいよう店舗入り口付近に掲示して広報にご活用ください。また、参加店につきましては加古川観光協会ホームページにてご紹介します。



テイクアウト（持ち帰り）かこがわへの登録はこちらから

※書類に不備等がございましたらクーポン利用開始まで遅れる可能性がありますので、ご提出の際には記載誤り・漏れがないかご確認ください。

【書類提出先】（クーポン受付事務担当事業者）

〒675-0031

加古川市加古川町北在家 2311

(株)神戸新聞事業社（加古川うまいもん応援クーポン受付係）

Eメール umacou@kako-navi.jp

F A X 079-423-9774

7 クーポンの換金手続きについて

- (1) 利用者からクーポンを受け取って集約してください。
- (2) クーポンを受領したら、裏面に受領日（使用日）と店舗名をご記入ください。
- (3) 後日送付する換金手順書を確認のうえ、換金申請書（様式5）およびクーポン裏面に必要事項を記入し、換金申請書に使用済クーポン券をホッチキス留めして上記【書類提出先】へ郵送してください。

※換金申請書及びクーポンについては、簡易書留による郵送のみとします。FAXおよび普通郵便等による提出は出来ません。

- (4) 事務局にて受領・確認後、指定の口座にお振込みします。

8 クーポンに関する注意点について

- (1) クーポンの利用は令和2年12月31日（木）までとなります。令和3年1月1日（金）以降は受け取らないでください。
- (2) 利用者から受け取ったクーポンの紛失や盗難等による損失については責任を負いかねますので、厳重に管理いただくようお願いします。
- (3) クーポンの額面（500円）に満たない場合でも、釣り銭は出さないでください。
- (4) 連絡先や口座情報などを変更する場合、途中でクーポン取扱いを止める場合は、「登録内容変更届兼利用中止届」（様式4）を提出してください。

9 本事業に関する問い合わせ

加古川観光協会（担当：藤村・堀江）

開所時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝休日、12/29～1/3を除く）

電 話 079-424-2170

F A X 079-424-2180

Eメール takeout@kako-navi.jp